

選挙運動に関する支出金額の制限

(公職選挙法第 194 条、公職選挙法施行令第 127 条)

選挙人名簿登録者数 … A (その選挙の告示の日現在の人数)
 人数割額 … B (市議会議員選挙 501 円)
 固定額 … C (市議会議員選挙 220 万円)

市議会議員選挙制限額

制限額 = $A / \text{議員定数} \times B + C$ (百円未満の端数は百円とする。)

【参考：試算額】

※A (選挙人名簿登録者数) は、令和 8 年 3 月 2 日現在の定時登録時の数を使用して試算。

種別	A	B	C	制限額
市議会議員 選挙	25,060 人/16	×501 円	+2,200,000 円 = 2,984,691.25	2,984,700 円

(注) 選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの公費負担部分も選挙運動費用に算入される。選挙運動費用に算入されないものについては、『地方選挙の手引き (令和 8 年版)』225 頁参照。

選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償 並びに選挙運動のために使用する労務者に支給することがで きる報酬及び実費弁償の額

【大野市公職選挙法令執行規程抜すい】

(実費弁償及び報酬の額)

第31条 法第197条の2の規定により選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対する実費弁償及び報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - エ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - オ 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき23,000円以内
 - カ 弁当料 1食につき1,500円以内、1日につき4,500円以内
 - キ 茶菓料 1日につき1,000円以内
- (2) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 基本日額 10,000円以内
 - イ 超過勤務手当 1日につきアの5割以内
- (3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第1号アからエに掲げる額
 - イ 宿泊料（食料を除く。） 1夜につき20,000円以内
- (4) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 選挙運動のために使用する事務員にあつては、1日につき15,000円以内
 - イ 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用する自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者にあつては、1日につき20,000円以内